

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年12月3日

独立行政法人国際協力機構

契約担当役 理事

記

1. 公示件名：バングラデシュ国保健システム強化事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：バングラデシュ国保健システム強化事業準備調査【有償勘定技術支援】(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：25a00653

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年12月3日

独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：バングラデシュ国保健システム強化事業準備調査【有償勘定技術支援】（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>1</sup>。（全費目課税）

なお、本邦研修（または本邦招へい）に係る業務については、別途「技術研修等支援業務実施契約約款」を適用した契約を締結します。当該契約の最終見積書においては、本体契約と本邦研修（または本邦招へい）に分けて積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2026年2月～2027年1月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定<sup>2</sup>

本契約については、部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

2026年6月頃

---

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなります。消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

<sup>2</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

## 2. 担当部署・日程等

### (1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

### (2) 事業実施担当部

南アジア部南アジア第四課

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年12月9日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年12月10日 12時まで
3	質問への回答	2025年12月15日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年12月19日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年1月8日 12時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先 : <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

#### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

#### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

#### (1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2. (3) 参照
- 2) 提出先 : <https://forms.office.com/r/gVzLqQchmK>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

#### (2) 回答方法

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け  
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

### 1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税  
は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システム  
により送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出し  
て得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通  
知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより  
行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額  
に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及  
び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパ  
スワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワード  
は、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから [e-koji@jica.go.jp](mailto:e-koji@jica.go.jp) へ送付願  
います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費  
と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてく  
ださい（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにして  
いただくようお願いします）。

### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3 「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2) に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。)

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

## 2) 評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

## 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格 = 100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (2) に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額 (N) : 価格評価点 = (上限額 × 0.8/N) × 100 点

\* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

## 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 80 : 20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

### (3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

### (4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2. (3) 日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うに当たっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性・メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性と配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載してください。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成に当たっては、本特記仕様書（案）に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

## 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容・背景

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、プロポーザルの第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて、指定された記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	成果連動型借款の概略設計	第3条(1)、第4条(10)③
2	本事業で適用されるべき本邦技術	第4条(12)
3	高等教育・国際頭脳循環の観点からの日 バ連携の検討	第4条(12)
4	医療人材の現状・課題・関連政策の把握	第4条(13)
5	循環器医療の体制整備に係る検討	第4条(14)

### 【2】 特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

#### 第1条 業務の目的

本業務は、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「第4条 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、もって我が国の円借款事業として本事業を実施するに当たっての審査に必要な調査を行うことを目的とし、「第5条 成果品」に示す報告書等を作成するものである。

#### 第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

#### 第3条 実施方針及び留意事項

##### （1）円借款事業検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業に対する円借款事業の審査を発注者が実施する際の検討資料及び相手国の事業了承の基礎資料として用いられることとなる。
- 本業務で取りまとめる事業内容は、円借款事業の原案として取り扱われることから、事業内容の計画策定については、業務の過程で隨時十分発注者と協議し、その承諾を得ること。
- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならな

いよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。

- 当該審査の過程において、対象事業の内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま円借款事業として承諾されるとの誤解を与えないよう留意すること。
- 本業務では、事業費に関する相手国政府・実施機関との認識の一致に特に留意すること。当初想定されていた技術仕様や当該技術仕様に基づく事業費について相手国政府・実施機関との説明・調整状況について発注者に随時情報共有を行うこと。
- 相手国政府・実施機関への調査説明（事業費を含む）に係る議事録は、5営業日以内に発注者に提出するとともに、ファイナル・レポートに添付すること。
- 本事業では、以下の2つのコンポーネントがあることに留意し、それぞれ調査を行うこと。
  - ① 医療インフラ整備：国立循環器病研究所（National Institute of Cardiovascular Diseases。以下、「NICVD」という。）及びノルシンディ・サダル病院（Narsingdi Sadar Hospital。以下、「NSH」という。）の増改築及び医療機材供与
  - ② 成果連動型借款：医療人材育成・確保等を中心に JICA と当該国政府で成果指標（Disbursement-linked Indicators。以下、「DLIs」という。）を設定し、その達成状況に応じて貸付実行を行う。
- 本業務の成果をふまえ、発注者は本事業に関するファクト・ファインディング・ミッション（F/F）及び審査を 2026 年度に実施することを想定している（時期については変更の可能性があるが、F/F は 2026 年 7~9 月、審査は 2026 年 10~11 月を予定）。また、必要に応じて調査ミッションを派遣する。また、審査前に、JICA からの本業務結果に関する情報提供依頼があれば速やかに回答すること。
- 成果連動型借款については、(ア)医療人材育成・確保、(イ)循環器医療の体制整備、(ウ)リファラル・システム構築、(エ)デジタル・ヘルスの推進の4分野（以下、「優先4分野」という。）での DLIs の設定を想定しているが、第3条（5）記載の先行調査・既存事業（特に「バングラデシュ国 保健セクタープログラム情報収集・確認調査」（JICA、2025年））を参照しつつ、適切な循環器医療に係る保健システムの構築に向け、必要に応じて優先4分野以外でも DLIs 案を提案すること。また、世界銀行がバングラデシュで実施する「HEALTH, NUTRITION AND POPULATION SECTOR DEVELOPMENT PROGRAM-FOR-RESULTS」（2024 年）との協調融資の可能性を検討すること。

## (2) 参考資料

- 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。
  - ① 公開資料
    - 円借款事業の調達およびコンサルタント雇用ガイドライン (2023年10月) (以下「調達ガイドライン」という。)
    - 円借款事業に係る標準入札書類 (以下「標準入札書類」という。)
    - コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン 最新版
    - コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン 最新版
    - 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月) (以下「JICA環境社会ガイドライン」という。)
    - 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 緩和策 Mitigation)
    - 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT : 適応策 Adaptation)
    - JICA事業におけるジェンダー主流化のための手引き
    - JICA安全標準仕様書 (JICA Standard Safety Specification: JSSS) (2021年2月版) (以下「JSSS」という。)
    - 資金協力事業 開発課題別の指標例 (以下「開発課題別の指標例」という。)

### ② 配布資料 (契約締結後に配付)

- 円借款事業の審査の検討資料としての基本的な基準・様式は以下のとおり。
  - (ア) IRR (内部収益率) 算出マニュアル (2017年9月) (以下「IRRマニュアル」という。)
    - (イ) コンサルティング・サービスのTORサンプル
    - (ウ) 事業費の積算関連資料<sup>3</sup>コスト縮減検討関連資料
  - (エ) 環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領 (2025年9月) (以下「カテゴリB執筆要領」という。)

## (3) 審査の重点項目

- 本業務の成果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目について、発注者から別途指示する基本的な基準、様式に従って整理すること。
  - ① バングラデシュにおける保健医療政策 (保健セクタープログラムの動向含) 及び保健財政の現状と課題の把握
  - ② 成果連動型借款においてDLIsの設定を想定している優先4分野に対応するバン

---

<sup>3</sup> Excelファイルの様式。同様式の動作環境は、64bit版Windows OS(Windows 10以上)を推奨している(macOSは推奨しない)

グラデシュ政府の政策プログラム確認及びロードマップの整理と DLIs 案の設定

- ③ バングラデシュの保健セクターにおける他ドナーの支援状況（特に成果連動型借款の案件形成状況等）
- ④ 適用される技術基準（医療インフラ整備）
- ⑤ 施工計画（医療インフラ整備）
- ⑥ 調達計画（医療インフラ整備）
- ⑦ 概略設計（医療インフラ整備・成果連動型借款）
- ⑧ 事業費（医療インフラ整備・成果連動型借款）
- ⑨ 事業実施スケジュール（医療インフラ整備・成果連動型借款）
- ⑩ 事業実施体制（医療インフラ整備・成果連動型借款）
- ⑪ 運営・維持管理体制（医療インフラ整備・成果連動型借款）
- ⑫ 運用・効果指標（医療インフラ整備・成果連動型借款）
- ⑬ 内部收益率（IRR）（医療インフラ整備）
- ⑭ 環境社会配慮（医療インフラ整備・成果連動型借款）
- ⑮ 循環器医療における本邦技術・知見の活用及び高等教育・国際頭脳循環の観点からの日バ連携の可能性

#### （4）発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

#### （5）関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、及び既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 本業務に先立って以下に列挙する先行調査・既存事業が実施されているところ、これら調査・事業から得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な業務を行うこと。
- 先行調査・既存事業一覧は以下のとおり。
  - ① 「バングラデシュ国 保健セクター情報収集・確認調査」（JICA、2022 年）
  - ② 「バングラデシュ国 保健セクタープログラム情報収集・確認調査」（JICA、2025 年）

- ③ 「バングラデシュ国 社会保障セクターにおける情報収集・確認調査」(JICA、2024年)
- ④ 母子保健および保健システム改善事業（2015年12月調印）
- ⑤ 保健サービス強化事業（2018年6月調印）
- ⑥ 看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ2（JICA、2022年3月開始）
- ⑦ 非感染性疾患対策強化プロジェクト（JICA、2023年8月開始）
- 成果連動型借款のDLIs案を検討するに当たっては、世界銀行の「HEALTH, NUTRITION AND POPULATION SECTOR DEVELOPMENT PROGRAM-FOR-RESULTS」(2024年) 及び「ETHIOPIA PROGRAM FOR RESULTS (HYBRID) FOR STRENGTHENING PRIMARY HEALTH CARE SERVICES」(2022年) の公開資料を確認のこと。

#### (6) 本業務における地理的な対象範囲

- 本業務における自然条件調査・社会条件調査・事業実施スケジュール・環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するに当たって必要かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。環境社会配慮については、建設用地・相手国側から提供される用地のみならず、事業による環境社会影響が及ぶ地域も調査対象となることに留意すること。  
例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

#### (7) 本邦技術の適用／本邦企業の参入促進

- 本業務では以下の点に留意する。
  - 本事業に関連する機材、設備、工法等で本邦企業に優位性がある技術の検討に当たっては、自然条件、施工時の制約条件等を勘案し、施工も見据えた概略設計を作成するとともに、相手国政府・実施機関のニーズ及び意向を十分に把握したうえで、本邦技術の適用を検討すること。
  - 本邦技術を適用することによる経済性、工期短縮、事業費軽減、環境負荷軽減や工事中及び供用後の安全性向上などの可能性を幅広く検討し、その結果を発注者へ報告すること。
  - 適用を提案する本邦技術について相手国政府・実施機関に十分な説明をし、調整を行うこと。
  - 本邦企業の事業参入促進に当たっては、関連本邦企業の参入意志に留意しつつ、競争性確保ができるように検討すること。
  - 発注者が実施した中小企業・SDGsビジネス支援事業については、過去の採択

事業等の情報も参照しつつ、中小企業を含めた本邦企業が有する技術・製品・アイデアの活用の可能性を検討すること。

- バングラデシュ保健家族福祉省による医療機器に関する調達における主要サプライヤー国の受注実績に関する情報収集を行うこと。
- 循環器医療における本邦技術・知見の活用及び高等教育・国際頭脳循環の観点からの日バ連携の可能性を検討すること。
- 「気候変動対策に資する省エネ対策が可能な病院設計」と「気候変動対策に資する新たな医療廃棄物処理法」を提案すること。
- 本事業においては、円借款事業の調達コンポーネントに限らない本邦技術・本邦企業の参入促進に関する検討すること。特に日本の医療関連技術、医師及び医療人材の教育・育成、病院運営（同線管理・医療廃棄物管理・患者管理・在庫管理・院内感染管理等）等に関する技術・ノウハウの活用について広く検討すること。

#### (8) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。
- 本事業は「JICA 環境社会ガイドライン」(2022 年 1 月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されることから環境社会配慮カテゴリ B に分類されている。
- 初期環境調査報告書（相手国法に基づき求められる場合は環境アセスメント報告書）案（該当する場合は：住民移転計画案）の作成支援に係る検討を行う。

#### (9) Information and Communication Technology (ICT) 技術・デジタル技術の活用

- 本業務では以下の点に留意する。

- デジタル・ヘルスにかかる既存の政策や整備計画、実施状況、今後の整備ニーズ、ADB、WHO、UNICEF を含む他ドナーによる支援状況について情報をとりまとめる。
- 既設の医療施設における情報管理の状況を分析した上で、IT システムの導入を検討する。施設間の統一的な情報システム（例として Hospital Management Information System 等）の導入可能性や、本事業において適切な IT 化の在り方について、これまでの IT 化取組状況と課題等も踏まえ検討を行う。なお、検討に当たっては、オープンソース病院情報管理システム等バングラデシュにおいて導入済の既存システムの活用状況及び改善策についても十分に確認する。
- 従来の手法にとらわれない柔軟な思考に基づいて、積極的に ICT 技術・デジタル技術の活用を提案すること。具体的なアイデアとしては、以下の導入及びそ

れにかかる研修などが想定され得る。

- ・ 遠隔診断・医療の需要の高まりに伴う、診断支援システムなどのデジタル医療機器
- ・ 医療機器は患者の個人情報を含む重要なデータを取り使うため、データセキュリティーを担保したシステム
- ・ 電子カルテ、電子紹介状、医薬品供給・調達システム、AIによる画像診断支援、診察管理など
- 医療関連のシステムのみならず、各施設の設計・施工・維持管理におけるICT技術の活用も検討する。
- 考えられるICT技術・デジタル技術の活用について道筋を具体的に整理し、その推進を具体的なものにすべく、成果連動型借款のDLIsにも適切に反映すること。

#### (10) 迅速化に向けた検討

- 本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

#### (11) 発注者の既存事業等との連携可能性の検討

- 本業務では以下の点に留意する。

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（円借款事業を含む有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。
- 想定する既往事業を以下に列挙する。医療インフラ整備事業及び成果連動型借款の概略設計に当たっては、既往事業との相乗効果の発現を念頭に検討すること。
  - ① 母子保健および保健システム改善事業（2015年12月調印）
  - ② 保健サービス強化事業（2018年6月調印）
  - ③ 看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ2（2022年3月開始）
  - ④ 非感染性疾患対策強化プロジェクト（2023年8月開始）

#### (12) 相手国関係機関との調整

- 本業務では以下の点に留意する。

- 医療インフラ整備については、新棟及び既存棟の改築部分の階層・面積や各フロアの用途の割り当て、調達医療機材の種類・数量の検討・決定においては実施機関に加え、支援対象となるNICVD及びNSHの関与が大きいため、インセ

ーション・レポートやインテリム・レポートなどの各種協議に際しては NICVD 及び NSH にも情報共有を行いつつ本業務にあたること。

- 成果連動型借款については、実施機関に加え、世界銀行及び ADB とも協調融資の可能性を模索し、事業の進め方における整理を図ること。

(13) 相手国政府・実施機関の本邦招へい

本業務では以下の点に留意する。

- 相手国政府・実施機関を日本に招へいし、医療人材育成施設、大学附属病院等の視察や、企業及び業界団体等との協議を行い、相手国政府・実施機関に上記（7）のような本邦技術・ノウハウの活用への理解を深めてもらい、日バ間の連携の可能性を検討する。詳細は第4条（16）のとおり。

#### 第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成・提出

- ① 要請関連資料及び先行調査・既存事業等の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。特に先行調査等における課題点や更新が必要な箇所を整理し、相手国政府・実施機関で検討・調整が必要な事項、現地でさらに収集する必要がある資料や情報／データをリストアップし、業務計画書に反映する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。
- ② 現地調査開始時に、インセプション・レポートに基づき、相手国政府・実施機関に対し、調査方針・調査計画・便宜供与依頼事項等の内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

- ① 本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集・分析を行う<sup>4</sup>。
  - 相手国の開発計画・当該セクターの上位計画等における事業の位置づけ
  - 事業対象地域及びその周辺の経済・社会・環境の状況
  - 事業と関連する需給や関連する建造物の整備・維持管理の現状と今後の動向
- ② 上記①を踏まえて、本事業の意義と必要性を検討する。

(4) 自然条件調査、現地条件調査等

<sup>4</sup> 一般的に必要となる事項。対象セクターや事業の特性に応じて適宜項目を追加・修正する。

□ 概略設計、事業実施計画、事業費の積算について必要な精度を確保し、また本事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化しうる設計・施工を検討するため、以下に示す自然条件調査、現地条件調査等を行う。

- ① 気象・風況調査（机上調査、一式）
- ② 自然災害調査（台風、地震、活断層、津波、高潮、内水氾濫等）
- ③ 水理・水文調査（現地調査）
- ④ 地形測量（空中写真測量、1/1000）
- ⑤ 地質・地盤調査

対象構造物の計画、設計及び施工計画の検討に必要な地質状況等を把握することを目的として、地表地質踏査、ボーリング調査、標準貫入試験、地耐力試験、土質試験等を実施する。ボーリング調査では、必ずコアを全長に亘って採取すること。また、ボーリング柱状図とコア写真を成果品に含め、調査地点とその選定根拠及び支持層の判断根拠を明確にすること。本調査において、地すべりや活断層が想定される箇所が認められた場合には、発注者（注：JICA）と協議の上、調査箇所を追加することが望ましい。なお、ボーリングコアは、実施機関に提供し、工事完了まで保管することが望ましいが、実施機関と調整の上難しい場合は、調査の目的を達するまでの期間保管し、その後適切に破棄すること。

- ⑥ 地籍調査
- ⑦ 支障物調査（机上調査、現地地表面調査）

## （5）環境社会配慮に係る調査

□ 本業務では以下の対応を行う。

### ① 初期環境調査

(ア) JICA 環境社会ガイドラインに基づき、初期環境調査（Initial Environmental Examination）として、環境社会配慮面も含めた代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025 年 9 月）」に基づくこととする。また、相手国等（関係官庁・機関）と協議の上、調査結果を整理する形で、「JICA 環境社会ガイドライン」<参考資料>の環境チェックリスト案を作成する。

(イ) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

ア) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

- (a) 環境社会配慮（環境アセスメント、情報公開、労働環境（労働安全、労働者の権利を含む）等）に関する法令や基準等
- (b) 「JICA 環境社会ガイドライン」との乖離及びその解消方法
- (c) 関係機関の役割

イ) スコーピング（検討すべき代替案と重要な及び重要と思われる評価項目

の範囲並びに調査方法について決定すること) の実施

ウ) ベースラインとなる環境社会の状況の確認（汚染対策項目、自然環境、自然保護・文化遺産保護の指定地域、土地利用、先住民族の生活区域及び非自発的住民移転・用地取得、労働環境（労働者の権利を含む）等を含む社会経済社会状況等に関する情報収集。特に汚染対策等に関しては、既存の有効な定量的データ等がない場合（例えばデータが古く、現況を示さない場合等。一般的には環境面は5年、社会面は3年程度）、必要に応じて現地での測定に基づくデータ収集も含む。）

エ) 影響の予測

オ) 影響の評価及び代替案の比較検討

カ) 緩和策（回避・最小化・軽減・緩和・代償）の検討

キ) 環境管理計画案・モニタリング計画案（実施体制、方法、費用、モニタリングフォームなど）の作成

ク) 予算、財源、実施体制の明確化

ケ) ステークホルダー分析の実施とステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議方法・内容等の検討。「JICA環境社会ガイドライン」別紙5を参照のこと。）

コ) プロジェクトから直接排出される温室効果ガス排出量が年間  
25,000CO<sub>2</sub>換算トン以上の場合供用段階における排出量推計

(ウ) 相手国法制度上、環境アセスメント報告書（又はIEE報告書）の作成が求められる場合は、上記の調査結果に基づき環境アセスメント報告書案（又はIEE報告書案）を作成する。

## ② 住民移転（用地取得／非自発的住民移転を伴う場合）

- JICA環境社会ガイドライン、世界銀行ESS5及び相手国政府の住民移転計画に関するガイドラインに基づき、住民移転計画案の作成を行う。住民移転計画案には、世界銀行ESS5 Annex 1に記載ある内容及び以下（ア）～（サ）を含めることとする。具体的な作成手順・調査内容・方法については、世界銀行ESS5のGuidance Note for Borrowersや世界銀行Involuntary Resettlement Source Book Planning and Implementation in Development Projectsも参照する。また、作成に際し、「カテゴリB案件報告書執筆要領（2025年9月）」を参考にする。
- 本事業のためにすでに用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認の上、「JICA環境社会ガイドライン」と乖離がある場合、その解消策を提案する。なお、本業務については、現地の事情に精通していることが必須であるため現地再委託や現地傭人にて実施することを認める。

### (ア) 住民移転に係る法的枠組みの分析

- (a) 用地取得や住民移転に係る相手国等の法制度と「JICA環境社会ガイドライン」の乖離を分析し、その乖離を埋めるために必要な対応策を提案する。特に、補償や生活再建対策の受給権者要件、補償基準の公開、補償金の算定方法、合意される個別補償内容の文書化や対

象者への説明方法、補償金の支払い時期、生活再建対策、苦情処理メカニズムに関する乖離については必ず確認する。

(イ) 住民移転の必要性の記載

- (a) 事業概要、事業対象地、用地取得・住民移転（所有する土地や構造物への影響により主たる生計手段を失う経済的移転を含む）・樹木や作物の伐採等が生じる事業コンポーネントを記載する。また、用地取得及び住民移転を回避・最小化させるための代替案を記載する。住民移転について、地籍図を基に正規・非正規別の移転規模、移転完了時期、実施機関の責任・役割を整理する。

(ウ) 社会経済調査（人口センサス調査、地籍・財産・用地調査、家計・生活調査）の実施

- (a) 人口センサス調査は、事業による用地取得・住民移転等の対象者を対象に実施し、補償・生活再建対策の受給権者（地主、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）数を確認する。なお、調査開始日にカットオフデータが宣言され、カットオフデータ後に流入した住民に対しては補償・生活再建対策の受給権は付与されないものとする。移転先地を提供する場合には、移転住民の移転先地に対する意向調査も併せて行う。
- (b) 地籍・財産・用地調査は、事業対象地の全占有者が所有する資産を対象に実施し、物理的、経済的に影響を受ける資産項目及びその数量、正規・非正規の別を確認する。人口センサス調査と同時に実施することが望ましい。
- (c) 家計・生活調査は、事業対象地の占有者の最低20%を対象に実施し、受給権者世帯の標準的特徴、生計・生活水準に関する基礎データ、社会的弱者（特に貧困ライン以下の住民、土地を所有していない住民、老人、女性、子ども、先住民族、少数民族、障害者、マイノリティ、その他当該国の土地収用法でカバーされていない人々を指す）に係る情報を整理する。

(エ) 損失資産の補償、生活再建対策の立案

- (a) 損失資産の補償、生活再建対策の受給権者要件（地主、小作人、賃借人、商売人、店舗従業員、非正規占有者を含む）を特定する。
- (b) 土地ベースで生計を立てている受給権者の場合は、金銭補償ではなく、同立地、同生産性を有する代替地の提供を優先し、提供できない場合はその理由を記載する。
- (c) 損失のタイプ、損失の程度、補償・支援の受給権資格者、受給補償

内容、責任機関等その他を記載した補償の枠組みを整理したエンタイントルメント・マトリックスを作成する。

- (d) ESS5 で定義される再取得価格に基づく損失資産の補償手続き及びその手続きに責任を有する機関について記載する。補償手続きの検討にあたっては、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定を目的とした再取得価格調査を必ず実施し、再取得価格と相手国等の法制度に基づく補償水準に乖離があるかを確認する。仮に乖離が確認された場合は、乖離を埋めるために必要な補償金の補填手続き及び責任機関を検討する。なお、物理的な移転を伴う受給権者に対しては、転居費用も併せて提供する。
- (e) 生活・生計への影響については、移転前と比べ、受給権者の生計及び生活水準が改善、少なくとも回復させるための生活再建対策を策定する。生活再建対策は、損失資産補償補填、雇用提供、給与補填、信用供与、職業訓練等の形態をとりえる。ただし、技術的、経済的に実行可能で有ることに加え、受給権者と協議の上で作成される必要がある。

(才) 移転先地整備計画の作成（事業の中で移転先地を整備する場合）

- (a) 必要に応じて取得される土地に比べ潜在的に生産性や立地に優位性がある移転先地を地籍図・土地利用計画図等を基に選定し、住宅や社会基盤（上下水道、区画道路等）の整備計画、社会サービス（学校、医療等）提供計画を作成する。移転先地の選定にあたっては同立地の災害リスクを勘案する。また、移転先地整備に伴う環境アセスメント、緩和策、環境管理計画を作成する。

(力) 苦情処理メカニズムの検討

- (a) 事業対象地にある既存の苦情処理メカニズムを活用すべきか、新たに苦情処理メカニズムを構築すべきかについて、容易さ、利便性、信頼性等の観点から比較検討する。選定された苦情処理メカニズムに関し、手続きを担う組織の権限、組織の構成メンバー、苦情の申立方法、処理手順、処理期限、周知方法等を記載する。

(キ) 実施体制の検討

- (a) 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO 等）を特定し、各機関の責務（機関の役割、組織図、部署の役割、スタッフの役割、採用基準、人件費を含む経費等）を記載する。

- (b) 住民移転に責任を有する各機関の組織能力評価を行い、不十分な場

合は能力強化策を提案する。原則として整備した移転地の引き渡し後、地方自治体が移転地のインフラや電気・ガス・水道・通信等のメンテナンスの責任を持って行うことについて、実施機関、自治体等から承諾を得る。

(ク) 実施スケジュールの検討

- (a) 補償金や転居に必要な支援（転居費用等）を提供し終え、移転先地のインフラ整備や社会サービス（学校、医療等）の提供準備が整った段階で、物理的な移転を開始するスケジュールとする。

(ケ) 費用と財源の検討

- (a) 補償費、移転先整備費、生活再建対策費、事務費等の住民移転に必要な費用を項目別に概算し、全体の支出スケジュールを作成する。補償費は、再取得価格調査を実施した上で、受給権者が所有する代表的な土地、資産の価格査定結果に基づき概算する。相手国等の用地取得、住民移転に係る法制度に基づかない費用を確保する必要がある場合は、その財源の確保方法についても検討する。

(コ) モニタリング・事業終了評価方法の検討

- (a) 実施機関による内部モニタリング体制を検討し、住民移転の進捗監理のために必要なモニタリングフォームを作成する。なお、モニタリングフォームには、住民移転に係るインプット、アウトプット、アウトカム指標を含める。
- (b) 独立機関による外部モニタリング体制を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。
- (c) 住民移転が計画どおり実施されたか確認するために必要な事業終了評価方法を検討し、外部委託する際に必要な公示資料案を作成する。

(サ) 住民参加の確保

- (a) 社会的弱者（女性、子ども、高齢者、貧困層、先住民族、障害者、難民・国内避難民、マイノリティなど社会的に脆弱なグループを含む）や移転先住民族にも十分配慮した形で、住民移転の計画立案から実施を通じて住民参加を確保するための戦略を作成する。当該戦略には、ステークホルダー分析、初期設計代替案に関する住民協議、社会経済調査を通じた個別世帯への事業説明、鍵となる人物へのインタビュー、社会的弱者等とのフォーカスグループディスカッション、補償方針を含めた住民移転計画案に関する住民協議、移転情報冊子の配布、移転住民の参加を確保した実施・モニタリング体制が

含まれることが望ましい。なお、案件形成段階の住民参加を確保するための戦略については、実際に、住民説明・協議の開催支援を行う。また、住民説明・協議を開催した場合は議事録を作成し、得られた意見については住民移転計画へ如何に反映したかも記載する。

なお、住民協議等に必要な費用は再委託費等に含むこととする。

- 住民移転計画案に基づき、協力準備調査報告書内の環境社会配慮該当箇所を作成する。

#### (6) ジェンダー視点に立った調査・計画

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 調査の実施に際しては、支援対象国・地域の社会（や世帯内）における、ジェンダー別による労働や力関係、役割分業の状況、ジェンダーに関連した制度・社会規範・慣習等を調べた上で、ジェンダーで異なるニーズや課題等を調査・分析し、抽出されたジェンダー課題やニーズに対する取り組みを事業内容に反映させる。

また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況や取り組みの可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取り組みを反映させる。

- ② 具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

事業内容に反映するためのステップ

（ア）社会・ジェンダー分析を行う。

（イ）事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。

（ウ）ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

（エ）ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

- ③ 調査項目として下記を含める。

（ア）国全体、および NICVD 及び NSH における状況

- ・ 女性の医療従事者、女性教員及び女子学生の人数・割合
- ・ 女性の医療従事者、女性教員及び女子学生の施設・機材等へのニーズ

（イ）対象地域におけるアクセス状況と課題（保健医療施設へのアクセス）

- ・ 地域医療施設へのアクセス有無、容易度にジェンダー格差はあるか
- ・ 女性がアクセスしにくい要因（時間的制約や移動手段、行動制限、移動に関する自己決定権、交通費捻出の自由がないなど）は何か、男性がアクセスしにくい要因（仕事と治療の両立、宗教観・価値観等）は何か、ジェンダー別

の異なる保健ニーズは特定しているか、等

(ウ)住民健康状況

- ・ ジェンダー別健康指標、保健医療サービスの利用状況
- ・ 特定の病気の発生にジェンダーによる差異はあるか、主に女性に見られる健康問題や女性特有の健康問題は何か
- ・ 地域住民の栄養状態にジェンダー格差はあるか、等

(エ)NICVD 及び NSH の設計・設置、運営におけるジェンダー視点

- ・ 医科大学・医療施設における待合室、診察室、検査室、病室、トイレ、周囲の照明などは、女性のプライバシーや安全性を確保するように設計されているか
- ・ 地域の医科大学・医療施設の設置計画・運営に関して女性の意見が取り入れられている、また女性も主体的に関わることができるか、等

(オ)建設作業員のジェンダー別の雇用状況・環境

- ・ 現地の建設作業員のジェンダー比はどれくらいか
- ・ 女性が少ない場合、その理由は何か（例：固定的な性別役割分業を含むジェンダー規範、人材募集時の性別指定の応募条件・直接言及していないが実質的に女性を排除した条件の有無、暴力のリスク等）
- ・ 同じ労働に従事しているが、男女間で賃金格差をつける文化はないか、等

(カ)SGBV 等のリスク

- ・ 工事周辺地域や建設作業員の女性が SGBV 等に巻き込まれる可能性はないか。（建設資材の物流等でトラックの駐車場となる場所や市場等、地域住民とのコンタクトの場となり得るハイリスクな場所はどこか。トイレや建設労働者向けの居住スペース等に十分な夜間照明はついているか。）等

(7) 障がい者視点に立った調査・計画

本業務では各病院及びそれに付随する各種関連施設の建設・改修において、バリアフリーの設計にするなど、障がい者配慮が設計段階から実施する。必要に応じて障がい当事者団体へのヒアリングや、障がい者によるアクセスチェック等を行う。

(8) 気候変動対策事業としての案件形成に係る情報収集・分析<sup>5</sup>

「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（緩和策）」を参考に、本事業の温室効果ガス総排出量の推計を行う。なお、「第4条 業務の内容（5）

<sup>5</sup> パリ協定に基づき、対象国は「国が決定する貢献」(NDC: Nationally Determined Contribution)を策定している。開発と気候変動対策の統合的実施を推進する観点から、気候変動対策に資する活動を事業計画に組み込むことが重要である。

「環境社会配慮」における温室効果ガス総排出量推計条件に該当しない場合は、プロジェクト総排出量を報告書に記載せず、Climate-FIT を用いた推計結果を別途 JICA に提出する。

- 「気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT）（適応策）」の該当箇所等を参考に、本事業における気候変動リスク評価（気候変動により発生する影響・リスクの評価）を実施し、適応策（気候リスクの回避・低減策等）の特定、事業計画に当たっての適応策の事業への組み込みの検討・提案及び裨益人口（適応案件の受益者数）の推定を行う。また、世界銀行の「HEALTH, NUTRITION AND POPULATION SECTOR DEVELOPMENT PROGRAM-FOR-RESULTS」（2024 年）の公開資料を確認の上、気候変動への適応に向けた道筋を具体的に整理し、その推進を具体的なものにすべく、成果運動型借款の優先 4 分野以外の DLIs 案候補として検討すること。
  - 気候変動の影響（豪雨、台風、洪水、浸水等）を考慮した施設設計にすることで、気候変動下においても安全な医療を提供することができれば、気候リスクの低減に繋がることが期待される。
  - 具体的には、Climate-FIT（適応版）（P1～36、Part1 気候リスクの分析と適応策の検討）を参考に気候リスク評価・適応策検討、裨益人口の推定を行う。

#### （9）代替案の検討

- 上記各種調査等のレビューから得られた情報に基づき、経済性・施工性・維持管理・環境社会面の影響の回避／最小化等の観点から、「事業を実施しない」案も含め、必要な代替案の検討を行う。
- 代替案検討が求められる項目<sup>6</sup>は以下のとおり。
  - ① 医療インフラ整備事業における施設の構造形式
  - ② 医療インフラ整備事業における建設材料の種類
  - ③ 医療インフラ整備事業における施工方式
  - ④ 成果運動型借款における DLIs 案

#### （10）概略設計

- 上記各種調査や既存事業等のレビュー、代替案の検討を踏まえ、以下の概略設計を行う。なお、概略設計の実施に当たっては、本事業に係る設計方針（設計基準等の設計条件を含む）を提案し、発注者と協議し承諾を得たうえで、相手国政府・実施機関に説明を行う。
- ① 医療インフラ整備事業に係る概略設計

<sup>6</sup> 上記で指定のある事項については必ず代替案の検討を行うものとするが、それ以外でも検討すべき事項があれば、それらについても代替案の検討を行う。

- NICVD 新棟及び NSH 新棟に関し、平面配置計画、断面計画、構造様式、基礎形式、電気設備計画、機械設備計画に関して精査し、それらが確認できるような資料、図面を作成すること。
- ② 完成予想図（BIM/CIM を活用した CG 等）
- 最適代替案を選定する際の意思決定を補助する目的でのビジュアル作成
  - 概略設計後の完成予想図の作成
- ③ 成果連動型借款に係る概略設計
- DLIs の設定を想定する優先 4 分野に関するバングラデシュ政府プログラムの特定（全体の戦略・目的、実施計画・活動、必要な資金額、実施に向けて関与が必要な政府機関）
  - 上記の政府プログラムのうち成果連動型借款が支援する部分を特定
  - DLIs 案の作成
  - 各 DLIs への予算配分案の作成及び根拠となる資料の収集
  - DLIs の達成状況の検証に係る Verification Protocol（各 DLI の定義及び測定方法、DLIs が達成されたとみなす要件、測定に使用される情報源、DLIs 達成予定期間、関連データの提供を行う政府機関・関係機関を規定するもの）の策定
  - 実施・管理体制案の作成（ステアリング・コミティの体制、DLIs 達成状況を評価する第三者機関の特定、借款資金の管理機関の特定など）
  - 技術面（支援する政府プログラムの妥当性、プログラムの実施・管理体制、プログラムの予算構造等）、Fiduciary 面（計画・予算編成、プログラムの調達手続き、財政管理と資金の流れ、契約管理、内部統制、会計・財務報告・監査・汚職対策、他ドナーによる直近のアセスメントに係る情報等）、環境社会面（JICA 環境社会ガイドラインを適用の上、支援する政府プログラムに関連する用地取得、住民移転の有無等）での評価
  - Program Action Plan（技術面・Fiduciary 面・環境社会面での評価を踏まえ、借入国政府が事業の実施を通じて DLIs を達成するために、国の制度や能力を強化するための具体的な行動計画）の策定

#### （11）事業実施計画の策定

- 上述の業務を踏まえ、以下の事業実施計画を策定し、発注者の承諾を得る。
- ① 施工計画（医療インフラ整備事業）
- 建設工法、施工手順、排水等の仮設備計画、及び資機材等の調達方法・輸送ルート・手段及び施工に必要な工事用道路、ストックヤード等の用地取得計画を施工計画にて提案する。

- 施工計画の策定にあたっては、可能性のある施工ヤード、資機材の搬出入方法、掘削土の搬出・処分方法などの調査結果も踏まえること。
  - 想定される事業地の周辺の既存道の状況を踏まえ、工事用道路としての使用可能性に配慮して、必要に応じて周辺既存道路の改修計画も考慮すること。
- ② 建設期間中の交通管理計画及び安全管理計画（医療インフラ整備事業）
- 安全対策に係る相手国の法令及びJSSSを参照の上、工事安全対策並びに事業地周辺の交通への負荷を考慮した交通管理計画を策定する。
  - 相手国側の対応が求められるような、用地確保や交通規制等の事項については、対応をとるべき当事者、調整が必要な相手国関係機関を整理すること。
- ③ 資機材調達計画（医療インフラ整備事業）
- 本事業で調達する主な資機材について、最も合理的な調達先を整理し、資機材調達計画を策定する。
  - 施工段階での陸上・海上輸送計画、維持管理段階で必要となる部材・パツ・機材の調達計画を含めること。
- ④ 事業実施スケジュールの策定（医療インフラ整備事業）
- 施工計画、資機材調達計画、相手国政府・実施機関が行う手続きや用地取得等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。
  - バーチャート上には、施工・調達に当たって重要な項目及び環境社会配慮や森林・休耕地を含む耕作地・使用許可・用地取得等の外部条件を整理して明記すること。その際には、施工に当たって必要となる資機材の仮置き場及び工事用地の確保並びに施工に必要な工事用道路構築等に要する期間を適切に反映すること。
- ⑤ 事業実スケジュールの策定（成果連動型借款）
- 概略設計や相手国政府・実施機関が行う手続き等を踏まえて、月単位のバーチャート形式のスケジュールを策定する。

## (12) 本邦技術の活用可能性の検討

本業務では以下の対応を行う。

- ① 本事業に関心を有する日バ双方のステークホルダーの特定
- 大学、専門学校、医療機関、企業、業界団体、NGO等、事業への入札や新棟建設後のNICVD及びNSHとの連携など、本事業に関心を有するステークホルダーを特定する。
- ② 相手国が活用を希望する本邦技術

- 相手国が活用を希望する本邦技術（主に NICVD 及び NSH に供与する医療機材を想定）について、相手国政府、実施機関及びその他ステークホルダーとの協議を行い、ニーズが合致する技術・ノウハウ、既に現地で活用されている本邦製造機器等を特定する。
- 循環器医療における本邦技術・知見の活用及び高等教育・国際頭脳循環の観点からの日バ連携の可能性を検討する。
- 効果・機能・本邦の優位性・取扱い本邦企業・海外での活用実績・類似技術を整理する。
- 上記により特定・整理された本邦技術等について、具体的な活用方法を検討する。本事業においてはそれらの技術・ノウハウについて、円借款のハードコンポーネントのみならず、医療施設の運営段階での導入、技術協力にて技術移転を行う等、様々な活用方法を検討する。

### ③ 本事業で適用されるべき本邦技術

- 上記検討及び相手国政府・実施機関の意向を踏まえ、本事業で適用されるべき本邦技術及び高等教育・国際頭脳循環の観点からの日バ連携の在り方について、整理する。

## （13）公的医療機関における人材採用の現状と課題、関連政策の把握

- 成果連動型コンポーネントにおいて、医療人材の確保に関する DLIs を設定することを念頭に、バングラデシュにおける公的医療機関の医療関連人材の現状と課題（定員・実員・充足率 [公的・民間医療機関の別、医療機関の種類別、地域別] 、募集・採用プロセス、給与・待遇、民間医療機関との比較、公的医療機関の医療人材予算、充足率が低い原因とこれまでに取られてきた対策と効果など）、医療従事者養成の状況と課題（学校・大学数、入学者数・卒業生数、卒後の進路 [公的・民間医療機関の別、医療機関の種類別、地域別] 、NCDs に関する教育内容など）を調査し、取りまとめる。
- バングラデシュの医療人材確保に関するバングラデシュ政府の政策プログラム確認及びロードマップを整理し、DLIs 案を策定する。

## （14）循環器医療の体制整備に係る検討

- バングラデシュにおける循環器医療の状況（バングラデシュ国内の病院におけるカテーテルラボ及び冠疾患集中治療室の設置状況、公立病院における循環器専門医・心臓外科医・看護師・医療技術者（カテーテルラボ技術者）の人数・配置状況・欠員率、循環器医療技術の水準等）について情報収集を行う。
- 2次医療機関が担う、循環器疾患を含む NCDs 対策の実施状況（循環器疾患の診断検査、薬物治療、患者の緊急対応、患者紹介、健康教育を含む）

- プライマリーヘルスケアとして 1 次医療機関が担うべき循環器疾患対策を含む NCDs 対策の実施状況（スクリーニングや治療のほか、生活習慣改善や健康増進への取り組みを含む）
- 禁煙や減塩、肥満予防や運動促進など、住民に循環器疾患の予防につながる健康的な生活習慣を促すための政策レベル（0 次予防）の取り組み（たばこや加糖飲料への課税・増税や税収分の保健セクターへの配分、学校や職場での健康教育、公園や歩道など運動を促すインフラの整備など）
- 循環器医療（1 次～3 次医療）に必要な医薬品や消耗品の調達・供給体制
- 上記の循環器医療分野におけるバングラデシュ政府の政策プログラム確認及びロードマップを整理し、DLIs 案を策定する。

#### （15）リファラル・システムの構築に係る検討

- 保健システムにおいては、コミュニティクリニック、ユニオン保健・家族福祉センター、郡病院等の地域の保健所・診療所である 1 次医療機関から、県病院等地域の小・中規模病院である 2 次医療機関、専門病院や医科大学病院といった 3 次医療機関の役割分担、及びこれらの医療機関間での患者の紹介制度といったリファラル・システムの構築が重要であるところ、成果連動型コンポーネントにおいて、リファラル・システムに関する DLIs を設定することを念頭に、バングラデシュにおけるリファラル・システムの現状（1 次・2 次・3 次医療機関間での役割分担、医療機関間での患者紹介制度及び実態、患者にリファラル制度に沿った受診を促す仕組み・インセンティブ、デジタルシステムの活用状況）と課題を調査し、取りまとめる。
- リファラル・システムに関するバングラデシュ政府の政策プログラム確認及びロードマップを整理し、DLIs 案を策定する。
- インフラ整備事業で支援する NICVD 及び NSH においてモデルケースとしてリファラル・システムを導入する場合の試験導入に向けた課題・検討事項を整理する。

#### （16）相手国政府・実施機関の本邦招へいの実施

- 相手国政府・実施機関を日本に招へいし、下記のような視察や協議を通じて、本邦技術・ノウハウの活用及び日バ間の交流・連携の可能性について検討する。実施概要は以下を想定しているが、実施期間や内容についてはプロポーザルにて提案を行うこと。
  - 本招へいの主な目的としては、日本の医師及び医療人材（看護、作業療法、理学療法、介護等）の養成現場の視察、日バ学術連携可能性のある大学・医療機関との協議等を通して、日本の教育機関や企業との連携検討の契機

にすること、ひいては第4条の（12）の実現に繋がることを期待する。

- 招へい人数：最大5名程度
- 実施時期：2026年度上半期
- 実施期間：最長7日間（移動日を含む）
- 想定される訪問先・協議先は以下のとおり。
  - ・ 日本の医学部・大学附属病院、その他医療人材の人材育成施設（大学・専門学校等）の視察
  - ・ 日本循環器学会・大学等の関係者との交流・連携の実施可能性についての協議
- バングラデシュ側のニーズに合致する可能性がある本邦の技術・機材の視察、企業訪問、その他、望ましいと思われる視察先の訪問

#### （17）事業費の積算

- 事業費について、以下に従って積算する。なお、報告書には事業費の総表（積算総括表）のみを記載し、個別具体的な詳細は、別途発注者に提出し承諾を得る。

##### ① 事業費項目

- 基本的に以下の項目に分けて積算を行う。このうち、下線部についてはその算出方法等を発注者から指示することがある。
  - (ア)本体事業費（インフラ整備事業・成果連動型借款）
  - (イ)本体事業費に関するプライスエスカレーション（インフラ整備事業）
  - (ウ)本体事業費に関する予備費（インフラ整備事業）
  - (エ)建中金利（インフラ整備事業・成果連動型借款）
  - (オ)フロントエンドフィー（インフラ整備事業・成果連動型借款）
  - (カ)コンサルタント費（プライスエスカレーションと予備費を含む）（インフラ整備事業・成果連動型借款）
  - (キ)その他1（融資非適格項目）
    - ア)用地補償等
    - イ)関税・税金
    - ウ)事業実施者の一般管理費
  - (ク)その他2（融資非適格項目※）
    - ア)完成後の委託保守費
    - イ)初期運転資金
    - ウ)研修・トレーニング費用、広報・啓蒙活動等に要する費用
    - エ)他機関建中金利

※案件の性質によっては融資適格項目とすることが可能。

② 事業費の算出

- 事業費について、発注者から別途提供するコスト積算支援ツール（Excel ファイル）の様式にて作成し、提出する。なお、同様式の動作環境は、64bit 版 Windows OS(Windows 10 以上)を推奨している（macOS は推奨しない）。提出後はデータを消去すること。

③ 積算総括表の作成

- 上記②を参照して積算総括表を作成し、その内容を発注者に説明し、承諾を得る。

④ 直接工事費・諸経費の内訳の整理

- 直接工事費の内訳（Bill of Quantity: BQ）、諸経費<sup>7</sup>（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の内訳について、積算根拠（バックデータ、適用した積算基準等）とともに整理し、発注者に提出する。

⑤ 事業費にかかるコスト縮減の検討

- 事業目的の達成を前提としてコスト縮減の可能性がある事項を整理し、コスト縮減策をとることができる場合の制約条件とその効果にかかる検討結果を発注者が別途指示する様式に整理し、提出する。

⑥ 類似事業との事業費等の比較

- 事業費については、その妥当性を検証するため、他ドナーや相手国政府・実施機関等が実施した類似事業について以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等の比較資料」（様式の指定なし）を簡便に作成し、概略事業費の妥当性を示す資料として提出する。

- 実施時期
- 事業費（総事業費（当初見積額・実績額）及び内訳）
- 設計条件・仕様
- 入札方法（Pre-Qualification : PQ 基準、国際入札／国内入札等）
- 契約条件（総価方式／BQ 方式、支払条件等）
- 施工監理方法（品質管理、工程管理、安全管理・保安対策等）

（18）調達計画の策定

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計・施工計画に基づき、調達すべき資機材の数量を算出し、発注者の承諾を得る。

<sup>7</sup> 諸経費については、率計上分に加えて、積上げ計上分も含むものとする（積上げ計上については、具体的に計上した費目が分かるように明記すること。）

- 調達ガイドライン及び標準入札書類の内容を踏まえ、非差別性・経済性に配慮し、将来のコントラクター応札の観点から契約形態に相応しい適切な規模・数のパッケージ分けを検討し、パッケージごとに外貨・内貨の内訳を設定根拠とともに明らかにする。
- 調達計画について、以下の情報整理と検討を行う。なお、下記②～③の内容については報告書には記載せず、別途発注者に提出する。
  - ① 相手国における当該類似事業の調達事情
    - 本事業で実施される類似工事／設備導入にかかる入札と契約にかかる一般事情
    - 現地コントラクターの一般事情（施工実績、保有する建設機械等）
    - 現地コンサルタントの一般事情（詳細設計、入札補助、施工監理における経験・能力）
  - ② コンサルタントの選定方法案
    - ショートリストの策定方法
    - コンサルタントのプロポーザル選定方法（QCBS/QBS）等
  - ③ コントラクターの選定方針案
    - 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方
    - 調達方式
    - PQ 実施要否
    - 資格要件の設定
    - 適用する標準入札書類・契約約款
    - 事業内容に適した契約条件（特に前渡金を始めとした支払い条件、ただし契約条件の雛形からの修正は最低限とする）
    - 紛争裁判委員会（Dispute Board）の設置

#### （19）事業実施体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- ① 実施機関の体制（組織面）
  - 実施機関の法的位置づけ、業務分掌・組織構造・人員体制などを整理する。
- ② 実施機関の体制（財務・予算面）
  - 実施機関の財務状況、予算の実績・見通しを整理する。
- ③ 実施機関の体制（技術面）
  - 実施機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。
- ④ 実施機関の類似事業の実績
  - 実施機関が事業主体となった同規模の事業の実績（実施中を含む）を整理

する。

⑤ 実施段階における技術支援の必要性

- 事業実施体制について、必要となる制度、手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たっては、技術的な支援の必要性について検討する。

⑥ 成果連動型の実施体制にかかる提言

- DLIs の達成状況のモニタリングや省庁・部署間の連携を促すための実施体制について提言を行う。

(20) 運営・維持管理体制の検討

☒ 本業務では以下の対応を行う。

① 運営・維持管理機関の体制（組織面）

- 運営・維持管理機関の法的位置づけ・業務分掌・組織構造・人員体制等を整理する。

② 運営・維持管理機関の体制（財務・予算面）

- 運営・維持管理機関の財務状況を（公社等の場合は）財務諸表の分析、（省庁等の場合は）予算実績や開発計画における見通し等を通じて整理し、運営・維持管理体制の財務的持続性を検討する。

③ 運営・維持管理機関の体制（技術面）

- 運営・維持管理機関が保有する技術者・技術基準・研修・機材などを整理する。

④ 運営・維持管理機関の運営・維持の実績

- 運営・維持管理機関が運営・維持している施設の名称・規模・立地地域等を整理する。

⑤ 運営・維持管理段階における技術支援の必要性

- 運営・維持管理体制について、上記①～④における課題及び必要となる制度・手続きなどについて整理し、留意すべき事項・ボトルネックの解消に当たり、技術的な支援の必要性について検討する。

⑥ 成果連動型の運営・維持管理体制にかかる提言

- DLIs の達成状況のモニタリングや省庁・部署間の連携を促すための運営・維持管理体制について提言を行う。

(21) 実施機関負担事項の整理

① 用地の取得・確保（作業用地・土取り場・土捨て場等を含む）

- 事業実施に必要となる用地について、所有者・規模・位置・アクセス方法・

- 取得完了予定時期・実施機関の責任／役割を整理する。作業用地・土取り場・土捨て場については、位置・規模の概略を確定する。
- ② 住民移転（住民移転が生じることが判明した場合）
- 既存の地籍図等を基に合法／非合法別の移転規模・移転完了時期・実施機関の責任／役割を整理する。
- ③ 支障物移設
- 支障物移設について、支障物の種類ごとに移設完了時期（移設に必要な期間）・占有物件管理者・実施機関の責任／役割を整理する。
- ④ 事業実施に必要な許認可
- 事業実施に必要な許認可について、許認可権者・許認可取得に要する期間・実施機関の責任／役割を整理する。
- ⑤ 事業実施上の規制（工事安全・環境等を含む）
- 事業実施上の規制について、規制権者・実施機関との関係を整理する。

#### （22）免税措置の調査

- ☒ 相手国での先行する有償資金協力事業における免税対応も参考に、本事業における免税措置について、相手国の法制度を参照しつつ、整理する。

#### （23）事業実施段階における施工上の安全対策の検討<sup>8</sup>

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。
- 本事業実施に伴う工事安全上の留意点を整理し（例：安全に配慮した設計、工事安全確保のために必要な作業用地の確保、仮設、交通規制等）、（コンサルティング・サービスを含む）事業費や工期、施工方法の検討に反映する。かかる検討に際しては相手国の建設分野に適用される労働安全衛生法制及び関連の各種基準を調査するとともに、JSSS の最新版<sup>9</sup>を参照する。
  - 相手国側の対応が求められるような事項（用地確保や交通規制等）について、対応をとるべき当事者・調整が必要な関係機関を明らかにして整理・記述する。

#### （24）リスク管理シート（Risk Management Framework）の作成

- ☒ 審査段階および実施段階で発生し得る問題の潜在的なリスク要因の特定および対応策を検討し、発注者が別途指定する様式に従いリスク管理シート（案）を作成する。

<sup>8</sup> 概略設計や事業費の積算等に当たっては、業務主任者は安全対策計画についても責任を負う。

<sup>9</sup> JSSS は、仏語圏／西語圏、FIDIC 契約約款を用いない契約など、一部の円借款事業においては適用することを想定していないが、その内容に鑑み、本事業の実施段階での適用如何に依らず、内容を十分に理解した上で調査を実施する。

## (25) 本事業実施に当たっての留意事項の整理

☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 本事業を円借款事業として実施する場合、その円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理し、「調査関連資料」として、発注者に別途提出する。
- 特に留意する観点は以下のとおり。
  - インフラ整備事業については、NICVD 及び NSH の新棟建設に当たり、新棟のキャパシティ及び用途別の割合、提供する医療機材についてよくすり合わせること。また、詳細設計についてはコントラクターによるデザイン・ビルト方式で実施する可能性も念頭に置き、バングラデシュ保健家族福祉省の体制・能力の確認を行うこと。
  - 成果連動型借款の DLIs 案の策定に当たっては、世界銀行、ADB 等関連するドナーに情報収集を行い、特に、世界銀行が実施する「HEALTH, NUTRITION AND POPULATION SECTOR DEVELOPMENT PROGRAM-FOR-RESULTS」（2024 年）との協調融資の可能性を検討すること。また、DLIs 案の策定に当たっては、バングラデシュ保健家族福祉省と適切に協議を行うこと。

## (26) コンサルティング・サービスの提案

☒ 本業務では以下のとおり対応を行う。

- 上記一連の調査内容を踏まえ、事業実施に際して必要となるコンサルティング・サービスの内容とその規模<sup>10</sup>について検討し、その内容について、報告書には記載せず、発注者へ別途提出する。ただし、提出後の過度な修正・最終化には関与しないこと。
- コンサルティング・サービスの内容は、①インフラ整備事業に関し、上記(25)を踏まえ、バングラデシュ保健家族福祉省が十分な体制・能力を有しない場合は詳細設計、②インフラ整備事業に関し、入札補助、施工監理、技術移転等、②成果連動型借款に関し、成果連動型借款にかかる DLIs 達成状況のモニタリング、フォローアップ、調整サポートを想定している。既往事業の TOR をベースにするのではなく、発注者が提供する最新の TOR サンプルを参照してコンサルティング・サービスの TOR (案)を作成すること。なお、①インフラ整備事業に関しては、施工監理については、本体調達の各パッケージに適用する契約約款に対応した TOR とすること。

<sup>10</sup> 規模は「業務人月」とする。

## (27) 事業効果の検討

- 本事業によって得られる効果を定量的効果・定性的効果に分けて評価し、発注者の承諾を得る。

### ① 定量的効果（医療インフラ整備）

- 内部収益率（IRR）
  - 本事業の資金計画等に基づき、経済的内部収益率（EIRR）を算出する。
  - 事業が将来的に料金収入を伴う場合、財務的内部収益率（FIRR）も併せて算出する。
  - IRR の算出は、発注者から別途提供される IRR 算出マニュアルを参考すること。
  - IRR 算出にかかる以下の詳細について、報告書には記載せず、発注者に別途提出する。
    - 計算根拠（算出に当たっての仮定・前提、単価の設定根拠等を含む）
    - 算出に使用した計算シート（Microsoft Excel の電子データ）
- 運用・効果指標
  - 開発課題別の指標例を参照しつつ、運用・効果指標を設定し、基準値とともに、事業完成の 2 年後を目指とした目標値の設定、データ入手手段の提案、評価に当たっての留意事項を整理する。
  - 本事業における運用・効果指標の想定は以下のとおり。その他にも有益な指標があれば適宜提案する。
    - 本事業で整備する病床数（床）
    - 本事業で整備する NICVD 新棟における循環器系研修生数（人／年）
    - NICVD 及び NSH におけるリファラルによる外来患者数（人／年）
    - 公的医療機関における医師数・看護師数・医療関係技術者数

### ② 定性的効果（医療インフラ整備・成果連動型借款）

- 本事業によって得られる定性的効果を明確な根拠とともに、可能な限り具体に提案する。その際、可能であれば本事業の実施によって得られる本邦企業への裨益効果についても検討する。

例：相手国に進出している本邦製造企業にもたらされる便益等

例：地域住民の公的医療サービスへのアクセス改善、満足度向上等

## (28) 本邦企業説明会の実施

- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 本事業（NICVD 及び NSH への医療機材供与）に関する事業概要の説明と企業の

参画意向の調査を目的として、日本国内で本邦企業説明会を開催する。オンラインでの実施含め詳細な開催形態は本業務開始後に検討する。

- 同説明会開催にあたって、資料案を事前に作成し、発注者とすり合わせる。
- 発注者の指示のもとで、必要に応じて同説明会実施にかかる運営事務（案内、説明会記録作成、企業等への連絡・調整等）や同説明会場における質疑対応等を行う。なお、対面実施する場合の会場費は一般業務諸費に計上すること。

#### (29) プルーフエンジニアリング (P/E)<sup>11</sup>対応

- 本業務では当該項目は適用しない。

#### (30) 報告書等の作成・説明

- 上記の作業を踏まえて、「第5条 成果品」に記載の報告書等<sup>12</sup>を作成の上、発注者の承諾を得る。
- 報告書等の内容について相手国政府・実施機関等に対し内容を説明する。相手国に発注者の現地事務所がある場合は、同事務所に対しても内容の説明を行う。
- 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求められた場合には、適時対応する。

#### (31) 調査データの提出

- 業務のなかで収集・作成された一次データ、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法で、適時提出する。

#### (32) 開発事業提案書 (Development Project Proposal : DPP) の申請支援

- 第3条(3)①記載のとおり、バングラデシュ政府による保健セクタープログラムの動向を確認しつつ、本事業実施にあたり個別のDPPが必要となる場合は、協力準備調査中にバングラデシュ側で手続きがなされるDPP策定・申請に係る側面支援を行う。

### 第5条 成果品

- 業務各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word又はPDFデータも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する

<sup>11</sup> P/Eとは、調査内容と成果の質を向上させることを目的とし、専門的な知識を持つ第三者による技術的な照査の実施と妥当性の確認を行うものである。

<sup>12</sup> 相手国政府・実施機関の事業承認に必要な情報を提供するために、発注者が別途指定する様式で情報提供を求める可能性がある。

部数であり、実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは相手国実施機関等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権について、実施機関への照会等を通じて調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

#### 本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	締結後 1 カ月以内 初回現地調査前	英語	電子データ	
環境チェックリスト（調査方針）	契約締結後 2 カ月以内	日本語	電子データ	
インテリム・レポート	2026 年 6 月 19 日	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
初期環境調査報告書	2026 年 7 月 17 日	日本語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）	2026 年 7 月 17 日	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
ドラフト・ファイナル・レポート	2026 年 9 月 11 日	日本語	電子データ	
		英語	電子データ	
デジタル画像集	契約履行期限末日	日本語	電子データ	
ファイナル・レポート（F/R）（先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-R	5 部
		英語	CD-R	5 部
ファイナル・レポート（F/R）（最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	製本	6 部
			CD-R	5 部
		英語	製本	10 部
			CD-R	5 部
調査データ	契約履行期限末日	日本語	別途指定	1 部

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

- 共通仕様書第6条に記された内容

(2) インセプション・レポート

- ① 業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容
- ② 環境社会配慮部分：第3条(8)に係る調査方針、環境チェックリスト（案）

(3) 環境チェックリスト（調査方針）

- 環境社会配慮部分：第4条(5)①「初期環境調査」（該当する場合は②「住民移転計画」）に係る調査方針を記載し、環境チェックリストの様式を用いて要約すること

(4) インテリム・レポート

- 事業の背景・経緯、事業実施の必要性・妥当性、最適案、環境社会配慮、自然条件調査結果、設計の前提となる基本条件（主要構造物の機能・性能、適用する技術基準、設計耐用年数等）、事業費積算の基本方針（適用予定の積算基準、直接工事費・諸経費の積算方法等）

(5) ドラフト・ファイナル・レポート（環境社会配慮部分）

記載内容：調査結果の全体成果（環境チェックリスト案による要約を含む）

(6) ドラフト・ファイナル・レポート

- ① 環境社会配慮、自然条件調査結果、概略設計結果、概略事業費の積算結果
- ② 調査結果の全体成果<sup>13</sup>、要約

(7) デジタル画像集

- 各画像にキャプションを付した事業対象サイト等のデジタル画像集

(8) ファイナル・レポート

- 調査結果の全体成果、要約
- 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイルを含める。レポートの冒頭に、10ページ程度の調査結果の要約を含める。

---

<sup>13</sup> 分析の過程が分かる、経済分析に用いたキャッシュ・フロー表等のExcelファイルを含める。

#### (9) ファイナル・レポート（先行公開版<sup>14)</sup>

- ファイナル・レポートのうち、一定期間非公開となる情報を除いた内容
- 原則以下の部分を除外するが、具体的な対象箇所については、発注者と事前に充分調整の上で決定する。
  - 事業費積算、調達パッケージ、コンサルティング・サービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれる積算関連情報
  - 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
  - 民間企業の事業や財務に関する情報

#### (10) 調査データ

- 事業費算や内部収益率 (EIRR/FIRR) の算出根拠が含まれるデータは、Excel 形式。位置情報<sup>15</sup>の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式とする。Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを最終成果品に合わせて提出する。

### 第6条 再委託

- 本業務では、以下の業務については、業務相手国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

項目	仕様	数量	見積の取扱
1 自然条件調査	第4条(4)自然条件調査、現地条件調査参照	一式(2 力所)	定額計上
2 地質調査	建設予定敷地内ボーリング調査 (深さ15m) 2か所程度 標準貫入試験、室内試験等	一式(2 力所)	定額計上
3 環境社会配慮調査		一式	定額計上

### 第7条 機材の調達

- 本業務では機材調達を想定していない。

### 第8条 「相談窓口」の設置

<sup>14</sup> JICA環境社会配慮ガイドラインでは、最終報告書完成後速やかにウェブサイトで情報公開することが求められている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために事業費等を記載しない報告書として協力準備調査最終報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

<sup>15</sup> 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

## 1. 基本情報

- (1) 国名：バングラデシュ人民共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ダッカ県（人口約 1,473 万人（国勢調査、2022 年））及びノルシンディ県（人口約 258 万人（同上））等
- (3) 案件名：保健システム強化計画（Health System Strengthening Project）
- (4) 事業の要約：本事業は、非感染性疾患（Non- Communicable Diseases。以下「NCDs」）という。）対策に資する医療施設及び関連機材の整備及び医療人材育成・確保等の支援により、保健システム強化を図り、同国のユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（以下、「UHC」）という。）推進に寄与することを目的とする。

## 2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における保健セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

当該国では、食習慣や生活様式の変化等により、NCDs が増加しており、保健セクターにおける重要課題となっている。当該国における死者数は 2011 年から 2021 年にかけて脳卒中が 23.6%、心疾患が 24.6% と大幅に増加しており（Institute for Health Matrix and Evaluation、2025 年）、NCDs の中でも、特にこれらの循環器系疾患への対策が特に求められている。当該国の保健セクターでは、2017 年に策定された「第 4 次保健・人口・栄養セクター開発プログラム」のもと、包括的な保健システムの強化、保健医療サービスの質の改善などが取り組まれてきた。なお、2024 年 8 月に発足した暫定政権下においても、この方針は変わらず継続されている。また、当該国では、1,000 人当たりの病床数が 0.9 床と世界平均の 3.3 床を大きく下回る（WHO、2019 年）など医療施設のキャパシティ不足に加え、公的医療機関では定員に対する欠員率が医師で 18%、看護師で 10% と高止まりしているなど、医療人材不足が課題である。本事業は、当該国の三次医療施設として循環器医療をリードする国立循環器病研究所（National Institute of Cardiovascular Diseases。以下、「NICVD」という。）及び地方の医療体制強化のため二次医療施設のノルシンディ・サダル病院（Narsingdi Sadar Hospital。以下、「NSH」という。）の増改築及び医療機材供与を通じて NCDs 医療体制を強化する。また、必要に応じて成果連動型借款も検討しつつ、医療人材確保を後押しすることで、当該国における保健システムを強化するものである。実施中の技術協力「非感染性疾患対策強化プロジェクト」（2023 年～2028 年）では、NCDs サービスの提供体制の強化に取り組んでおり、対象地域にノルシンディ県が含まれている。本事業で NSH を整備することにより、同県における予防、検査、診断、治療を含む包括的な NCDs 対策の強化に貢献することが期待される。また、円借款「保健サービス強化事業」（2018 年～2026 年）において、一次及び二次

医療施設の NCDs 検査体制を強化するための機材整備及び施設の増床等を行っているところであり、本事業で NICVD を整備することで、検査後の診断、治療を含む三次保健医療施設のキャパシティ強化を図る。

#### (2) 保健セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

対バングラデシュ人民共和国国別開発協力方針（2018 年 2 月）では、重点分野「社会脆弱性の克服」において「母子保健及び非感染性疾患対策を中心として公的保健サービスの質の改善を図る」としている。また、2023 年 3 月に発表された新 FOIP の一つである「インド太平洋流の課題対処」において、国際保健は重要な課題の一つと位置付けられている。JICA のバングラデシュ人民共和国 JICA 国別分析ペーパー（2023 年 3 月）では、重点分野「社会脆弱性の克服」において「医療施設・機材等を整備し保健医療サービスへのアクセス・質の改善への支援」、「NCDs 対策の支援」を継続している。さらに、JICA グローバル・アジェンダ（保健医療）では、中核病院において誰もが安心して治療を受けられる質の高い保健医療体制の構築を重視しており、本事業はこれらの方針・分析に合致する。

#### (3) 他の援助機関の対応

当該国の保健セクターでは、セクターワイドアプローチのもとで、政府とドナーが協調しながら効果的な支援が志向されており、世界銀行、WHO、国連人口基金（UNFPA）、国連児童基金（UNICEF）、アジア開発銀行（ADB）等が主要ドナーである。NCDs 対策関連では、世界銀行が近年の NCDs 患者数の急速な増加に対し、医療サービスの質や公平性向上に向けた保健システム強化のための財政的、技術的支援を行っている。

#### (4) 本事業を実施する意義

本事業は、当国の中長期開発戦略並びに我が国及び JICA の援助方針・分析に合致する。また、SDGs ゴール 3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する」にも貢献することから、事業の実施を支援する必要性は高い。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

##### ①事業の目的

本事業は、首都ダッカの NICVD 及びノルシンディ県の NSH の増改築及び医療機材供与を通じて当該国の中長期開発戦略とされる NCDs 対策を強化するとともに、医療人材育成・確保等の後押しをすることで保健システム強化を図り、もって当該国の UHC 推進に寄与するもの。

##### ②事業内容

ア) 医療インフラ整備：NICVD 及び NSH の NCDs 医療体制を強化するための機材整備及び施設の増床及び改築（国際競争入札）

イ) 成果連動型借款：当該国の保健システム強化のため、医療人材育成・確保等を中心に JICA と当該国政府で成果指標（以下、「DLI」という。）を設定する。具体的な DLI は協力準備調査を通じて検討する。

ウ) コンサルティング・サービス：詳細設計、入札補助、施工監理、施設運営・人材育成プログラムの実施等（ショートリスト方式）

③事業実施機関／実施体制：保健家族福祉省（Ministry of Health and Family Welfare）

以 上

## 別添保健システム強化事業 地図



出典：「バングラデシュ人民共和国ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ促進事業情報収集・確認調査ファイナル・レポート（2018年）」よりJICA作成

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：保健分野の円借款の概略調査・詳細設計・実施業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

### 【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：バングラデシュ国及びその他途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### （1）業務工程

- 1) インセプション・レポート：契約締結後 1 ル月以内
- 2) インテリム・レポート：2026 年 6 月 19 日まで
- 3) 環境チェックリスト：2026 年 4 月 3 日まで
- 4) 初期環境調査報告書/環境アセスメント：2026 年 7 月 17 日
- 5) 準備調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）：2026 年 9 月 11 日まで
- 6) 準備調査報告書（ファイナル・レポート）：2027 年 1 月（契約履行期限末日）まで

### （2）業務量目途

#### 1) 業務量の目途

約 23.77 人月

本邦研修（または本邦招へい）に関する業務人月 2.15 人月を含む（本経費は定額計上に含まれる）。なお、上記の業務人月には、事前業務も含まれます。

#### 2) 渡航回数の目途 延べ 30 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 自然条件調査
- 地質調査
- 環境社会配慮調査

### (4) 配付資料／公開資料等

#### 1) 公開資料

- 「「バングラデシュ国 保健セクター情報収集・確認調査ファイナル・レポート」(JICA、2022年) [12369393.pdf](#)
- 「「バングラデシュ国 保健セクタープログラム情報収集・確認調査ファイナル・レポート」(JICA、2025年) [12390357.pdf](#)
- 「「バングラデシュ国 社会保障セクターにおける情報収集・確認調査ファイナル・レポート」(JICA、2024年) [12386439.pdf](#)
- 母子保健および保健システム改善事業（2015年12月調印）  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/BD-P83/index.html>
- 保健サービス強化事業（2018年6月調印）  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/BD-P104/index.html>
- 看護サービス人材育成プロジェクトフェーズ2（JICA、2022年3月開始）  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/201903666/index.html>
- 非感染性疾患対策強化プロジェクト（JICA、2023年8月開始）  
<https://www.jica.go.jp/oda/project/202108753/index.html>
- 成果連動型借款のDLIs案を検討するに当たっては、世界銀行の「HEALTH, NUTRITION AND POPULATION SECTOR DEVELOPMENT PROGRAM-FOR-RESULTS」（2024年）[Bangladesh – Health, Nutrition and Population Sector Development Program-for-Results](#) 及び「ETHIOPIA PROGRAM FOR RESULTS (HYBRID) FOR STRENGTHENING PRIMARY HEALTH CARE SERVICES」（2022年）[Ethiopia – Program for Results \(Hybrid\) for Strengthening Primary Health Care Services](#)の公開資料を確認のこと。

### (5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

便宜供与内容		
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

## （6）安全管理

1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA バングラデシュ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

## 2) 全域共通

### バングラデシュ渡航全般の共通事項

#### 【2025年4月4日安全対策措置】

＜業務渡航の条件（事前準備）＞

- 渡航前に「海外安全対策ハンドブック」及び「バングラデシュ国安全対策マニュアル」を熟読する。
- JICA 事務所による安全ブリーフィングを受講する。
- 渡航前 5 営業日前までに渡航連絡票兼安全対策確認シートにて JICA 事務所に申請の上、JICA 事務所が管理する安全情報メーリングリスト及び SMS 配信リストへの登録を行う。
- 渡航の承認が取れれば、海外渡航管理システム上で渡航情報の登録を行う。
- 渡航前に、安全対策研修（Web 版等）を受講する。
- 渡航・滞在時点での最新の行動規範を遵守する。

- 宗教記念日・宗教行事開催時期及びその前後、その他リスクが高いと考えられる期間は渡航を極力控える。それ以外の場合であっても、最新の治安情勢や空港からの（または空港までの）移動経路の安全状況の事前確認、渡航の優先度等を踏まえる。

＜現地での行動＞

- ホテルに宿泊する場合は、JICA 事務所が宿泊利用を認めたホテルとする。ホテル以外（借上アパート等）に関しては、利用前に必要な安全対策措置を講じ、JICA 事務所の承認を得る。
- 繙続的に勤務する配属機関等については、JICA 事務所による安全対策確認調査を受ける。
- 国内出張は、必要な安全対策措置を講じることを前提とし、JICA 事務所が事前に計画を確認したものについて実施を認める。日没後の都市間移動は避ける。
- 業務外で都市間移動が伴う行動の場合、JICA 事務所に事前に承認を得る。
- 短期間の出張者については、毎日夕刻、代表者から JICA 事務所オペレーション・ルームに安全確認の連絡を SMS／電話で入れる。
- 日頃から行動パターン（通勤／移動時間、使用する道路や施設）を固定せず、ロープロファイルを旨とし、用心を怠らず、狙われにくくする。
- 十分充電した携帯電話を携行し、宿泊先においても常時連絡が取れる状態を必ず維持する。
- 車両乗降時は、可能な限り住居・JICA 事務所等の敷地内等周囲から見えにくい場所で乗降するとともに、周囲に気を配り、不審者・不審車両（バイク含む）が近づいていないことを確認する。車両乗車中は扉を施錠し、後方から追尾してくる不審車両がないか注意を払う。
- 空港においては出発/到着ロビー等、制限区域外の滞在時間を必要最小限とする。
- 単独行動を極力控える。
- イスラム教その他の宗教記念日及びその前後、イスラム集団礼拝日である金曜日の午後、ラマダン期間中の金曜日、政治的記念日、その他リスクが高いと考えられる期間は外出を控える。
- 服装に関しては、肌の露出等を控え、目立たないようにする。

＜ダッカ市内 業務渡航：在外拠点長承認＞

一般渡航：＜派遣中の関係者＞在外拠点長承認

＜第三国からの渡航者＞禁止

＜全般＞

- 軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと。
- 空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- 移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒步、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、鉄道、MRT は可。都市間移動の鉄道の利用はダッカ市・チッタゴン市区間のみ可。

<夜間>

- オールドダッカ及び旧刑務所周辺の地域への立ち入りは禁止。
- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒步、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、MRT は可。鉄道は不可。  
③ダッカ管区（ダッカ市内を除く）業務渡航：在外拠点長承認一般渡航：

<派遣中の関係者>在外拠点長承認

<第三国からの渡航者>禁止

<全般>

- 軍・警察関連施設、宗教施設には近づかないこと。
- 空港、バザール、バスターミナル、外国人が集まるレストランやホテル（JICA 事務所が宿泊利用を認めていないホテル）、ショッピングモールへの訪問・利用は、滞在時間を可能な限り短縮すること。

<日中>

- 移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒步、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バス、鉄道は可。

<夜間>

- 夜間（日没後）の外出時間は、必要最小限の範囲とする。
- 移動手段として、四駆車両（配車サービス、タクシー、借上車両含む）、徒步、リキシャ、自動三輪車（CNG 等）、公共バスは可。鉄道は不可。

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

#### 【上限額】

104,569,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### (3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### (4) 定額計上について

本案件は、定額計上有ります（19,281,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1 地質調査に係る経費	「第2章 特記仕様書案第6条再委託」	5,000,000円	環境調査費一式(2カ所)	現地再委託
2 自然条件調査に係る経費	「第2章 特記仕様書案第6条再委託」	3,000,000円	環境調査費一式(2カ所)	現地再委託

3	環境社会配慮調査にかかる経費	「第2章 特記仕様書案第6条 再委託」	4,000,000円	環境調査費一式	現地再委託
4	本邦研修（本邦招へい）にかかる経費	「第2章 特記仕様書案第4条（16）相手国政府・実施機関の本邦招へいの実施」	7,281,000円	報酬（事前業務（3号 0.4人月及び5号 1人月で想定、提案は認めない）、及び同行（現時点では3号 0.75人月：研修内容を踏まえ提案、見直し可）、直接経費 582,800円）	報酬 国内業務費

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(10) その他留意事項

バングラデシュ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 15,500 円／泊（ダッカ市、チョットグラム市、コックスバザール市）として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の遞減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
<b>(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価</b>	<b>業務主任者 のみ</b>	<b>業務管理 グループ/体制</b>
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)